

様式第4号の3（第3条関係）

不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における情報提供様式（必須記載）

（手術により精子の採取を行う医療機関） 医療機関名： 石川病院

配置人員 （※1）	泌尿器科専門医		1名
	うち、生殖医療専門医		1名
配置人員 （※1）	看護師		2名
	コーディネーター		名
配置人員 （※1）	カウンセラー		名
	治療の種類	年間実施件数 (2020年)	費用
治療内容 （※2）	精巣内精子回収術	2件	165,000円
実施事項	医療安全管理体制が確保されている		
	①	医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げている	(はい)いいえ
	②	医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握している	(はい)いいえ
	③	医療に係る安全管理のための職員研修を定期的に行っている	(はい)いいえ
	④	医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じている	(はい)いいえ
	⑤	自医療機関において保存されている精子の保存管理及び記録を安全管理の観点から適切に行っている	(はい)いいえ
	倫理委員会を設置している ※委員構成等については、下記条件に準ずる		(はい)いいえ
	1 倫理委員会は中立を保つため委員構成に配慮が必要であり、中立的な外部委員を複数入れることが望ましい。 2 倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならない。 3 自医療機関で十分な人員を確保できない場合には、他の医療機関・大学等に設置されている、上記に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。		
	公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業に登録・参加している		(はい)いいえ
	不妊治療に係る記録については、保存期間を20年以上としている		(はい)いいえ
里親・特別養子縁組制度の普及啓発等や関係者との連携を実施している		(はい)いいえ	

毎年3月1日時点の状況について記載すること。ただし、「年間実施件数」については、記載可能な直近の1年間のものを記載すること。

（※1）

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針（別表第1の2）の「実施医療機関の配置すべき人員の基準」を遵守し、正確に記載すること。
- ・人員の算出は、常勤換算で行うこと。病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。（医療法第25条第1項）
- ・コーディネーター及びカウンセラーについては、泌尿器科専門医・看護師が兼務する場合には、コーディネーター及びカウンセラーには含めないこと。

（※2）

- ・精巣内精子回収術は、SimpleTESEをさす。費用については、手術に係る標準的な費用を記載すること。